

那覇・泊系士族家譜にみる家系の継承（I） —女性元祖と他系養子—

萩 尾 俊 章

(沖縄県立博物館)

A Preliminary Analysis for the Succession of Household Line on NAHA,
TOMARI Household Genealogical Record (I)

Toshiaki HAGIO

(Okinawa Prefectural Museum)

〔はじめに〕

これまでに史料としての家譜は歴史学からアプローチされてきたが、従来の先学達は「家譜の記事内容よりは歴史資料を抽出するのみで、家譜自体の研究、云うなれば書誌学的に家譜を検討することがなかった」という。¹⁾その後、琉球家譜に関する成立・書式・内
容についての史的研究は田名真之によって深化させられていったといってよい。²⁾

社会人類学の立場からは比嘉政夫が「士族門中における姓と婚姻－家譜研究Ⅰ－」及び「久米村における婚姻と養取－家譜研究Ⅱ－」を相次いで発表し、家譜についての資料的価値は検討されるべき課題は多いとはしながらも、族制の変遷を探るためにも社会人類学の視点からも大いに利用すべき内容を持つと位置づけている。³⁾新しくは福村光敏が「家譜にみる士族の結婚・離婚・再婚、出産と相続」を発表し、家譜史料の新たな視点からの掘り起こしを提示してもらっている。⁴⁾

本稿では家系の相続継承のあり方について、『那覇市史 家譜資料（四）那覇・泊系資料篇第一巻八』（昭和58年、1983）を手がかりにしながら、那覇・泊系の家譜を吟味してみたい。というのも、家譜は大きく首里系、那覇・泊系、久米系と三つに類別化されるが、家系の相続継承のあり方は各々に異同があるのではないかという仮定があるからである。概括的にみても、那覇・泊系では女性の元祖をはじめとして、他系養子、婿養子、外祖父への養子など、近現代の沖縄（本島）では禁忌とされているような事例が数多く見い

だせる。むろん、他系養子などは首里系や久米系でも散見できるが、各士族の出自や社会的性格、居住地域性の問題などにより相続継承のありようも変わるとと思われる。

ここでは、女性の元祖と他系養子という一般の通念では異例とされる家系の創設、相続継承例を那覇・泊系の士族家譜から考えてみたい。

1. 女性の元祖

那覇・泊系の新参家譜の特徴として、女性を元祖とする家譜が多くみられることがあげられている。

『那覇市史 家譜資料（四）那覇・泊系 資料篇第一巻八』に収録されている家譜からは女性を元祖とする事例を3例確認できる。いずれも那覇系の士族である。『宇姓家譜』の一世思嘉那（康熙53年生・1714）、『新参吉姓家譜』の新参一世眞伊奴（乾隆23年生・1758）、『惠姓家譜』の一世眞鶴（康熙59年生・1720）の各々である。以下、各々の事例について、女性の元祖が成立した経緯と背景について検討してみたい。

＜事例－1＞ 宇姓の思嘉那

宇姓の思嘉那は父が久米村無系高良仁也、母は読谷山間切楚邊村出身である。夫は薩摩の中村宇兵衛で、康熙47年（1708）生で久志浦の人とある。久志浦は現在の鹿児島県川辺郡坊津町にあたる。家は裕福だったようで、船を所有し、貢米を運漕するために琉球と往来していた。その時に久米村の高良仁也の娘思嘉那と知り合い、娶っている。思嘉那は当時年齢16歳であったというから、1730年頃のことであった。二人の間には男子五名ができる。

おそらく、薩摩商人である宇兵衛は琉球の女性を娶ったとはいえ、当地に永住することはなく単身薩摩へ戻ったかと思われる。したがって、子どものなかで、三男の政孝は父に跡継ぎが無かったので、その家統を嗣いだと記載されている。なお、宇兵衛は乾隆41年（1776）に69歳で没している。

思嘉那は女性ながらも、乾隆47壬寅の歳（1782年）、王府が財政難で窮乏しているとき銅錢16万貫文を寄付している。これにより、新録を賜り士族に入っている。この時長男の政榮は53歳、孫の政孟は37歳の壯年であった。さらに乾隆54己酉の歳（1789年）にも、江戸への使者派遣で費用捻出で困窮している折、銅錢18万貫文を寄付している。そのような功績により譜代家譜を賜っている。明らかに夫中村宇兵衛が分与した資本力によるもので、そのことを忘れないために「宇」の一字を以て姓としたという。

彼女は乾隆55年（1790）に77歳で逝去しているが、1782年に土籍に登籍されたことで始祖として位置づけられた。女性を元祖とする早い例であろう。

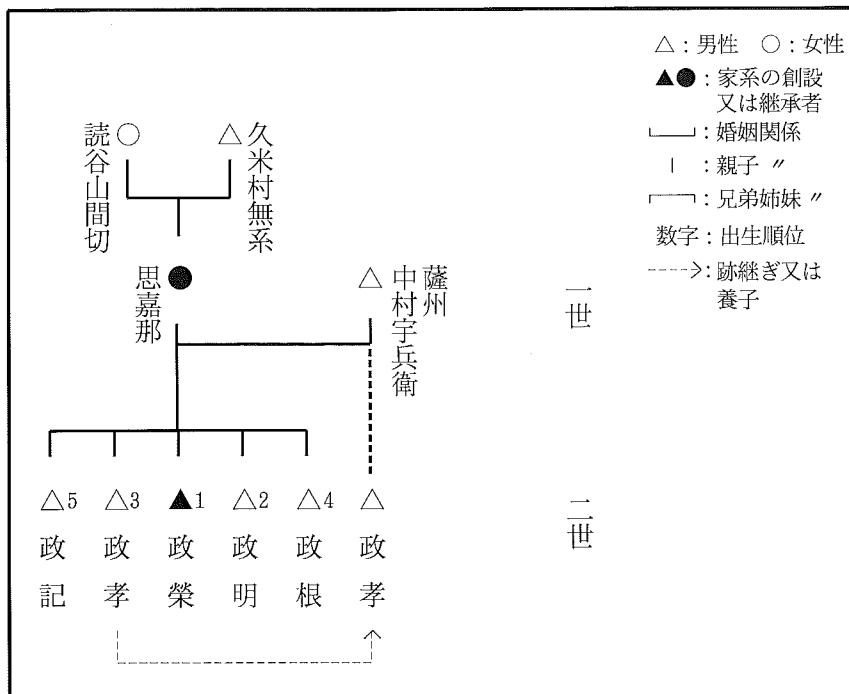


図-1 『宇姓家譜』における女性元祖

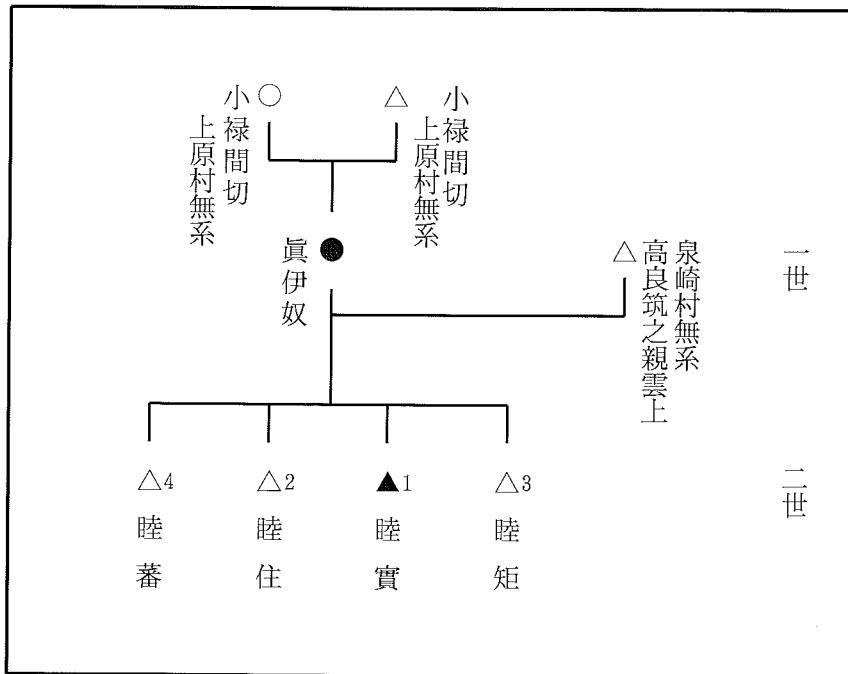
<事例-2>吉姓の眞伊奴

吉姓の一世人眞伊奴は小禄間切上原村の父無系金城親雲上と同間切同村の母無系金城親雲上女牛との間に乾隆23年（1785）に生まれている。夫は泉崎村無系高良筑登之親雲上である。二人の間には男子が四人できている。眞伊奴の跡目は長男の睦實が嗣いでいる。

眞伊奴が一世として吉姓の始祖になりえたのかは次のような理由による。道光15年（1835）に新家譜を賜った褒書によると、戌年の冠船渡来にあり、国中が出物があり財政逼迫の時期であったために、16万貫文を献上した。そのことにより新参家を泉崎村高良筑登之親雲上の母に賜ったという。この時長男の睦實は49歳の壯年であった。

眞伊奴が新参家を賜ったのであるから女性元祖の例であることに違いない。夫の高良筑登之親雲上は嘉慶15年（1810）に56歳で亡くなっている。眞伊奴が没したのは道光15年（1835）に79歳のことであるから比較的長寿であった。夫は故人であるため別としても、長男

が壯年期で家督を相続継承できる位置にありながら、女性を元祖として新参の家譜を下賜したことは、系図座ひいては王府の中に、家系の創設継承に関して男系原理が貫徹されていたとは言い難い側面がある。



図－2 『新参吉姓家譜』における女性元祖

<事例－3> 惠姓の眞鶴

惠姓家譜の一世眞鶴は康熙59年（1720）生で、父は久米村阮昌祖津波花通事親雲上、母は西村無系翁長筑登之親雲上の娘武樽である。夫は那覇無系の友寄筑登之で康熙56年（1717）生であった。二人の間には二男二女ができているが、夫は次女の眞亀が生まれてもない乾隆16年（1751）に若くして逝去している。眞鶴は嘉慶21年（1816）に亡くなっているが、97歳の長寿であった。

一世眞鶴が新家譜を下賜されたのは乾隆50年（1785）、眞鶴が66歳のことであった。というのも、年貢上納が滞り、これに凶作が加わって王府の財政が逼迫していた。その折、銅錢17万貫文を寄付している。すなわち、献金である。これにより土籍の地位を得たのである。さらに、嘉慶14年（1809）にも江戸上りにかかる臨時の費用が急迫していた際に銭八万貫文を献上している。このようなことから、譜代家が下賜されている。土籍の地位

を与えられた時、長男の喜寛は48歳であった。

眞鶴は父阮昌祖の家系を嗣いで分枝することも可能であったが、側室の子どもであるため、父の家譜には入れなかった。その点では正妻と側室の子では厳然とした差別が存在した。

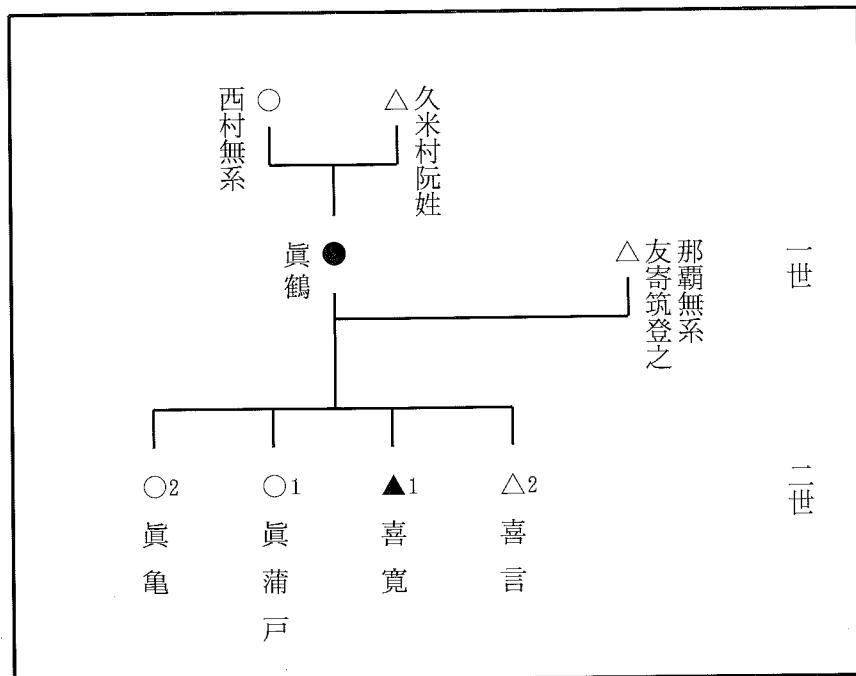


図-3 『惠姓家譜』における女性元祖

以上、女性を元祖とする事例を3例あげてみた。3例はそれぞれ乾隆47年（1782）、乾隆50年（1785）、道光15年（1835）に新参家として士族家譜を登籍されている。すなわち、18世紀末から19世紀前半の事例であった。

大城康洋によれば、女性を元祖とする家譜が多くみられ、献金による新参家への登籍はしばしば系祖が女性の場合があるという。上に掲げた事例からわかるように、3例ともに献金による士族登籍であったし、そこでは相続継承できる壯年の男子がいながら、母（もしくは祖母）が系祖となっているのである。これについて、大城は「大方が献金によるものであるが、諸細工や医術などの功績が当人のみに付隨するが、献金の場合はその名義となるだけ生存する古い世代に遡った方が一族のより多くの人々を土籍に入れられるからである」としている。すなわち、土籍登載への手続き上容認されたものという考え方を示している。⁵⁾

土籍登籍の段階で、事例－1は夫が薩摩の商人でありかつ故人であったこと、事例－2・3は夫がすでに他界していることなどの理由から、女性を元祖とする家譜が成立したといえよう。もともと家譜は男系中心であることからして、女性が元祖になるというのはきわめて異例のことではある。したがって、家譜制度における男系統的な理念を揺るがすものであることに違いはない。系図座、ひいては王府の中に厳格な男系理念が存在したかというと疑問も残る。ただし、女性元祖以後の家系相続継承はあくまでも男系による継承であり、社会制度における相続継承がぐらついてきたことを示すものではない。

表－1 女性元祖の事例

2. 他系養子に関わる諸相

家 譜	女性の元祖	土籍登籍年	備 考
宇姓家譜	一世思嘉那	乾隆47年・1782年	夫は薩摩の商人
新参吉姓家譜	新参一世眞伊奴	乾隆50年・1785年	夫は早世
恵姓家譜	一世眞鶴	道光15年・1835年	夫は早世

現行民俗において他系（一門以外）から養子を迎えることは、位牌祭祀上の禁忌との関連で、タチイマジケイ（他系混交）として厳しくいましめられる。このような禁忌が成立したのはこれまでの研究で明らかなように時代的には新しく、近世史的所産とされる。⁶⁾

では、王府時代には首里王府は他系からの養子についてはどういう姿勢で臨んでいたのであろうか。『系図座規模帳』（雍正8年・1730）によると、譜代新参の家において養子を取る場合には、まずは一門や同等の由緒ある親類、それでもいなければ、新参家の由緒あるところからと規定している。⁷⁾ただし、系絶（絶家）の恐れがあるものについては吟味の上で無系の者からでもよいという。つまり、父系の血筋に継ぐものがおらず、絶家の恐れがあれば、同等の親類、さらに最終的には異姓や無系（平民身分）からの養子も認めるとしている。厳格に父系の血筋を貫くのではなく、双系統的な親類や他系の血筋も容認する比較的ゆるやかな規定とみなすこともできる。

那覇・泊系の士族家譜を見ると、表-2に示したように数多くの他系養子の例をみるとができる。この一覧表は『那覇市史 家譜資料（四）那覇・泊系』の中から他系養子を抽出したもので、それらをおおよそ年代順に配列した。他系養子は、万暦年間（1573～1619）すなわち16世紀後半からすでに行われていることがわかる。ここにあげたものには婿養子や外祖父への養子などは含めていないので、それらのうち他系養子に該当するものを加えると約40例という相当な事例数になる。いずれにしても、那覇・泊系の士族家譜の特徴は士族家譜において異系からの養取慣行が数多く存在することにあるといえる。

またもう一点指摘できることは、「養取の時代記載」に関して養取が訴えでおこなわれた時期の記載が明記されはじめるのは乾隆年間（1736～1795）に入ってからであることがわかる。それ以前は「為猶子」とか「訟為跡目」の記載のみで、養取の訟出時期や跡目継ぎの明確な時期が確定しにくい。逆にいえば、乾隆年間からは系図座への養取訟出にしても、制度としてしだいに定着・確立していったと考えられる。

さて、他系養子に関するもので以下に代表的な事例をあげ、家系の相続継承の実際をみておきたい。

表-2 那覇・泊系士族の他系養子一覧

No.	本籍姓氏	続柄	名	養取先	養取の時代記載
1	呉 姓	長男	信將	→ 高氏	万暦年間
2	岑 姓	六男	眞賢	→ 錢氏	"
3	郭 姓	男子	(良宗)	→ 祖姓	"
4	養 姓	次男	得忠	→ 減姓	崇禎～順治年間
5	小 祿 尔 也	男子	(良賢)	→ 柏姓	順治7年
6	杜 氏	男子	(良長)	→ 祖姓	順治～康熙年間
7	智 氏	男子	(正明)	→ 郭姓	康熙年間
8	天久 捷 親 雲 上	男子	(林續)	→ 牧姓	"
9	薛 姓	次男	賀田	→ 阮氏	"
10	林 謙 金 城 通 事	男子	(良豊)	→ 祖姓	"
11	牛 氏	男子	(良厚)	→ 祖姓	康熙～雍正・乾隆
12	無系知念筑登之親雲上	男子	(林保)	→ 牧姓	雍正～乾隆
13	衡 姓	三男	知林	→ 密氏	乾隆年間
14	減 姓	男子	敏達	→ 養姓	乾隆18年
15	泉崎村崎山筑登之	男子	(盛長)	→ 朝姓	乾隆28年
16	泉崎村無系与那嶺筑登之	男子	開後	→ 養姓	乾隆28年
17	姜 姓	次男	珍恒	→ 翟氏	乾隆35年
18	糜 姓	男子	(政偕)	→ 蔡氏	嘉慶16年

1) 他系養子

他系養子の一般的な例と考えられるものを『郭姓家譜支流』からあげておきたい。

元祖の三世正親は、浦添筑登之正基嫡子津波那霸親雲上正聖の次男であった。崇禎7年（1634）生まれで、妻は宮里親雲上の女子としか記載されていない。順治16年（1659）には長女賀路美が誕生している。しかし、男子にはめぐまれず、南風原間切津嘉山から継室を得て、長男正信が生まれた。さらに継室の高氏喜名親方信将の娘眞亀をもらっているが、次女が康熙二年に誕生しただけである。二人の継室を迎えたのは嗣子の男子を得るための目的からであったと思われる。

四世正信は康熙元年（1662）生まれで、唐名は郭宗儀である。妻は西村兼次筑登之の娘思玉であった。二人はあいにく子どもにめぐまれず、嗣子を得ている。嗣子は同系の郭姓からではなく、他系の智氏翁長筑登之親雲上の男子をもらっている。すなわち五世の正明がそれである。正明は康熙36年（1696）生まれで、妻眞那武樽との間に一男四女をもうけている。

系譜〔図-4〕からわかるように、父系の近い血縁者には男子がおらず、養子をとろうにもいよいよ状況であった。そのような状況の中で、正明が他系養子として迎えられたのである。

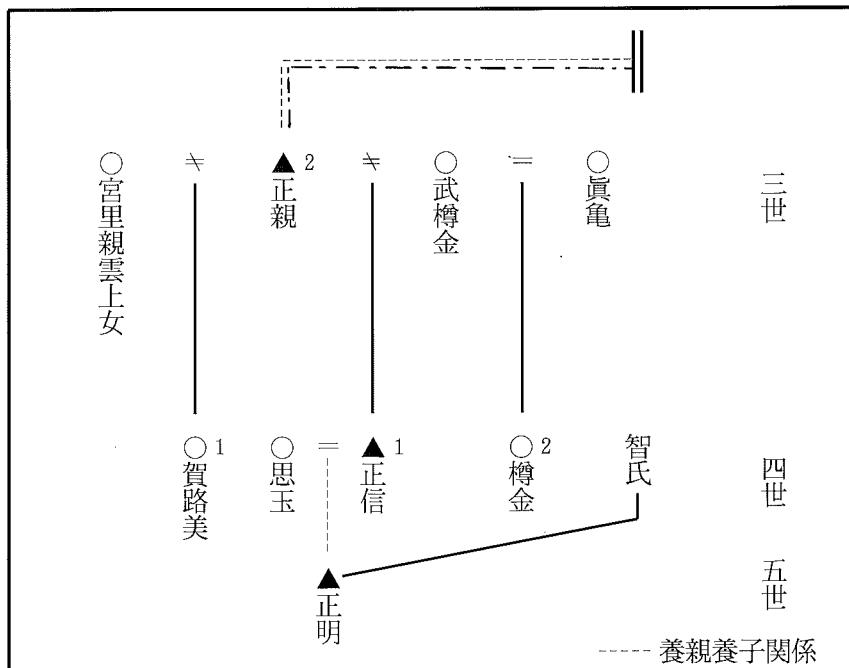


図-4 『郭姓家譜支流』の他系養子

次に、『祖姓家譜』は何代にもわたって他系の養子を迎えた事例として紹介しておきたい。

初代の比嘉親雲上ことの二世良次は次男で分家している。倪氏の妻眞如古を娶っているが、進貢使節として中国へ赴き、万暦34年（1606）の帰国の時に逆風に遭い宮古島で病死している。生年が不詳であるために当時何歳であったかはわからないが、跡継ぎの子どもはなかった。そのため、嗣子として良宗を得ている。良宗は郭氏出身で、浦添筑登之正基の男子であった。つまり、他系の養子である。養父にあたる良次はすでに宮古島で病没しているので、良宗は死後養子として入家したことになる。

三世良宗は一男一女をもうけている。長男の良光と長女の眞如古である。四世良光は眞仁牛を妻としているが、子どもにはめぐまれなかったようである。そのため、妹の眞如古に婿養子を迎えて嗣子としている。婿養子の良資は杜氏小谷親雲上良忠の男子であった。婿養子ではあるが、これも他系からの養子であった。五世良資は順治9年（1652）には黃冠を叙せられた後、真和志間切の具志堅や安里の地頭職を任せられている。康熙18年（1679）に61歳で他界している。

良資は室眞如古との間に長男良治と長女眞仁牛の子どもがあった。六世良治は未婚のままで、康熙20年（1681）に37歳で没している。そこで、嗣子の良豊を得ている。七世の良豊は康熙19年（1682）生で、父が林謙金城通事、母は翰氏眞三良であった。良豊もまた他系からの養子であり、しかも養子縁組みが成立したのは良豊がほとんど幼少の頃であったと考えられる。

良豊は康熙40年（1701）に22歳の若さで他界しており、妻眞鍋との間に子どもはなかった。したがって、さらに他系の養子を迎えることになる。跡継ぎとなったのは杜氏の小谷親雲上良忠三男の子良長であった。ここで気づくことは五世の婿猶子良資の父が同じく杜氏小谷親雲上良忠だったことである。杜氏との関係は緊密だったとみえ、親子二代にわたって嗣子を迎えたことになる。

八世の良長もまた結婚はしているが、跡継ぎにはめぐまれなかったようである。そこで、さらに他系の養子を迎えた。九世良厚は康熙51年（1712）生で、父は牛氏座間味筑登之親雲上秀博の次男であった。良厚は二人の繼室との子どもを含めて五男一女のこどもがあった。ここにきて、五世代にもわたって他系の養子を迎えつづけてきた異例な事態はここに終わることになる。逆に良厚の四男が父の実家である牛氏座間味筑登之親雲上秀博に嗣子がなかったため養子を出すことになる。

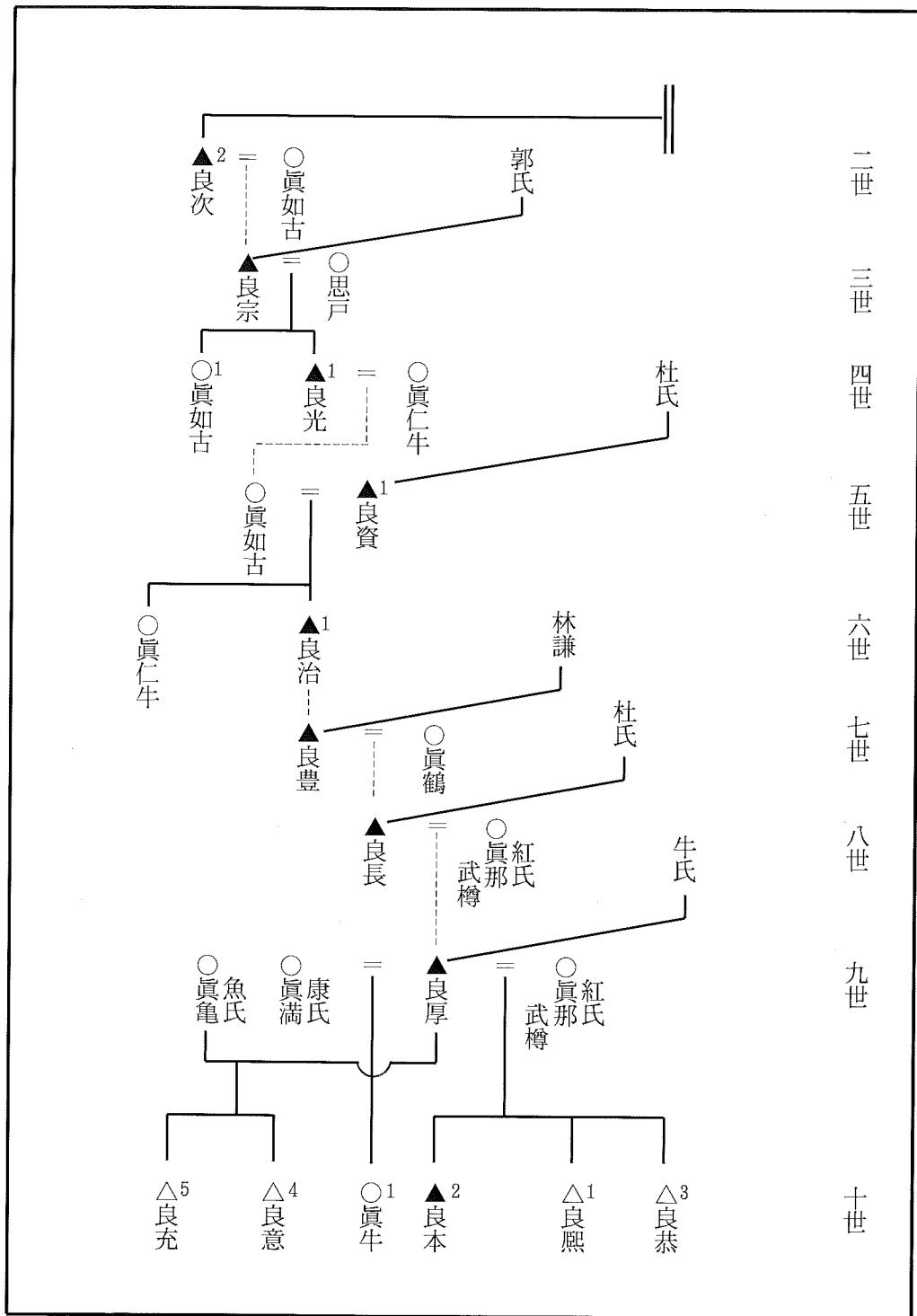


図-5 『祖姓家譜』における他系養子継ぎ

2) 他系への長男養子

『呉姓家譜』には長男が嗣子として他出している例が見いだせる。五世の宗廣は隆慶元年（1567）生まれの次男であった。宗廣は天啓四年（1624）には紫冠を叙され、崇禎三年（1630）には三司官座敷に抜擢されている。妻は思乙で、二人の間には二男三女の子どもがあった。長男宗知、長女乙美金、次女眞鶴、三女眞牛、次男宗富の五人である。長女の乙美金は尚豊王の夫人眞南風接司となっている。

長男の宗知は万暦17年（1589）生まれ、妻は敖氏思乙であった。二人の間には、長女の眞宇志、長男信将、次男宗照、三男宗信の四名の子どもがいた。ただ、注目されるのは宗知の跡を継いだのは長男の信将ではなく、三男の宗信であった。というのは長男の信将は高氏宮城親雲上信定のところへ猶子としてでているからである。次男の宗照は崇禎17年（1644）に28歳で早世している。

一般には長男が家督を継ぐのが通例と考えられがちであるが、この場合は長男が他系の養子となってでている事例である。特異な事例として扱うこともできるが、当時は必ずしも＜長子相続＞が優先的な相続方法として認知されていなかったことを示す例ともいえる。

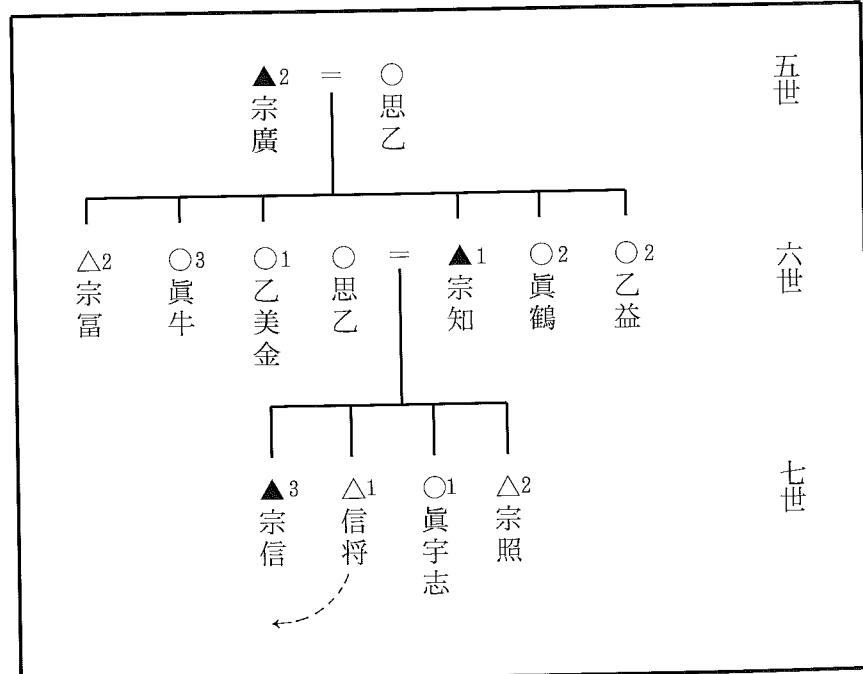


図-6 『呉姓家譜』における他系への長男養子

3) 他系からの死後養子

ここでは他系からの養子で、しかも記載の年代から死後養子の事例として明らかな『姓家譜』を取り上げたい。

五世の淑は康熙5年（1666）生の次男であった。兄の溥は康熙26年（1687）に、26歳で

亡くなってしまい、家督は淑が継いでいる。妻は泉崎村の思戸金をもらっている。二人には三人の子どもがあった。長女眞鶴、次女の思戸金、長男の弘泰である。長男の弘泰は未婚のまま乾隆2年（1737）に33歳で他界しており、嗣子がなかった。そこで、乾隆18年（1753）10月12日に訴えて滅氏具志堅筑登之親雲上政用の男子、すなわち敏達を嗣子としてもらっている。つまり、異系の養子を迎えていた。

ここで注意しなければならないのは嗣子として訴えてた時期である。乾隆18年といえば、弘泰が他界してから16年の歳月が流れてしまい、明らかな死後養子の形態なのである。敏達は擁正11年（1733）生であり、この時21歳であった。

また、敏達の室は無系の眞加戸で、その間に長女思玉ができている。その後、思玉とは離別し、繼室の眞呂勢を迎えていた。二人の間に長子日新と長女眞鶴ができている。しかし、敏達は乾隆26年、長子を得た後に29歳で没し、しかも長子の日新は3歳で夭折したため、敏達にも嗣子がなかった。そこで、泉崎村の無系与那嶺筑登之の男子開後を跡継ぎとしている。

開後が猶子となつたのは乾隆28年（1763）12月28日のことである。したがって、この時も死後養子の形態である。開後は康熙33年（1694）生であり、養父の敏達よりも年長ということになる。開後には妻と五男三女の子どもがあり、猶子となつた時点で家族で移り住み家督を譲り受けたことになる。

このように養子を取る場合、必ずしも養父の存命中に協議がなされて養取が行われるのではなく、その死後に当事者が系図座に訴えて養取を行うことがあったのである。

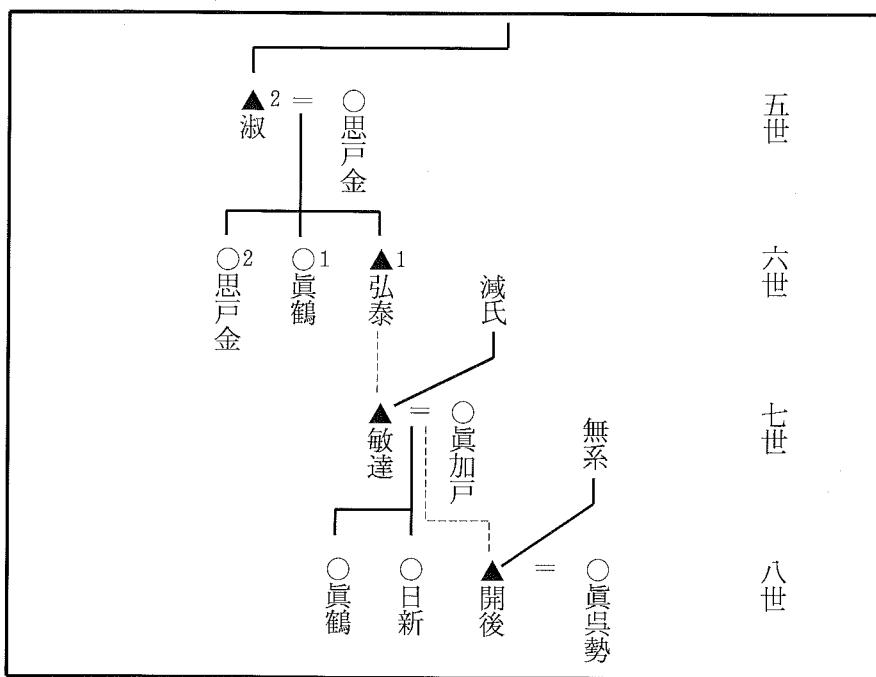


図-7 『養姓家譜』における他系からの死後養子

〔要約〕

本稿では家系の創設・相続継承のあり方、とくに女性元祖と他系養子について、『那覇市史 家譜資料（四）那覇・泊系 資料篇第一巻八』（1983）をもとに、那覇・泊系の家譜を検討してみた。以下、ここで得られた点を要約して結びとしたい。

- 1) 家譜は大きく首里系、那覇・泊系、久米系と三つに類別化されるが、那覇系には女性を元祖とする士族家譜があり、それらは18世紀末から19世紀前半に成立した新参の家譜である。夫が早世したり薩摩商人であったりする中で、献金によって土籍登籍をうけ系祖が女性となつた事例であった。
- 2) 那覇・泊系の家譜では、一門以外からの養子、すなわち他系養子が数多くみられること。それはすでに16世紀後半の万暦年間から慣行として存在したことが窺える。
- 3) 那覇・泊系家譜の場合、養取の訟出に関わる時代記載が明記されはじめるのは乾隆年間（1736～1795）に入ってからであることがわかる。その頃からは系図座への養取訟出が、人々の間に認識され制度的にもしだいに定着・確立していったと推定される。
- 4) 他系養子の中には長男が他系の一門へ養取されている例がみられる。17世紀前半の事例であるが、一般的に長子が他系・同系間わず養子となることは近現代の沖縄（本島）では禁忌とされているが、17世紀前半本事例は当時長男による相続継承が必ずしも優先的な理念でなかったことも推定される。
- 5) 養取をおこなう場合、必ずしも養父の存命中に協議がなされて養取が行われるとは限らず、その死後に当事者が系図座に訴えでて養取を行うことがあった。しかも、養父が他界してから16年も後に養取が成立した事例があった。

さらに綿密な分析も必要であるが、今後は那覇・泊系家譜における同系内の養取慣行、首里系や久米系の士族家譜との比較をおこなうことで、家系の相続継承に関わる各々の異同を明らかにしていきたい。

〔脚注〕

- 1) 田名真之 1992 『沖縄近世史の諸相』 p 96
- 2) 田名真之 1992 『沖縄近世史の諸相』所収の諸論文を参照のこと。
- 3) 比嘉政夫 1983 『沖縄の門中と村落祭祀』 p 94
- 4) 福村光敏 1990 「家譜にみる士族の結婚・離婚・再婚、出産と相続」『地域と文化』第61号
- 5) 大城康洋 1983 『那覇市史 家譜資料（四）那覇・泊系 資料篇第一巻八』「解説」 p 4
- 6) 小川 徹 1987 『近世沖縄の民俗史』所収の諸論文参照。
- 7) 『沖縄県史料 前近代 6 首里王府仕置 2』（1989）所収。